

新丸漁業協同組合（内共11号）大日川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

いわな及びやまめについて置き針(餌釣)又は竿釣以外の漁具漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(2) 遊漁期間

| 魚種 | 期間 |
|----------|---------------------------------|
| いわな及びやまめ | 3月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する日の期間内 |

表の期間の欄に掲げる公表は、組合及び組合が委託する各釣具店で掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする

(3) 全長の制限

| 魚種 | 全長 |
|-----|-----------|
| いわな | 15センチメートル |
| やまめ | 15センチメートル |

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は次の表のとおりとする。（ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、遊漁者が小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあっては同表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。）。なお、次項のただし書の規定による方法により納付する場合にあっては、同欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

| 魚種 | 漁具漁法 | 有効期間 | 遊漁料 |
|----------|-------------|------|--------|
| いわな及びやまめ | 竿釣及び置き針（餌釣） | 1年 | 5,000円 |

2 遊漁料の納付は、新丸漁業協同組合事務所又は、組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、置き針(餌釣)・竿釣による遊漁の場合にあっては、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。